

# 平成27年分所得税の確定申告と 平成28年度住民税申告のお知らせ

☎ 税務課市民税係（市役所 1 階 ④ 番窓口 ☎ 23-3331 内線264）  
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

所得税の確定申告書は市役所でもお配りしているほか、国税庁ホームページや e-Tax を利用して作成することができます。

例年、1月20日頃から窓口が混雑するほか、正午～午後1時も混雑が予想されます。状況によっては長時間待つことがありますので申告はお早めをお願いします。

	市役所	室蘭税務署
受付期間	住民税申告 1月6日(水)～3月15日(火) 確定申告（還付申告） 1月18日(月)～3月15日(火) 確定申告（納付申告） 2月16日(火)～3月15日(火)	確定申告 2月16日(火)～3月15日(火) ※還付申告は1月5日(火)から受け付けています。
受付時間	午前9時～午後4時30分 (今回から正午～午後1時も受け付けています)	午前9時～午後5時
受付場所	旧水道庁舎1階（網代町） 大滝総合支所地域振興課窓口	室蘭税務署 (室蘭地方合同庁舎2階)

※伊達市で申告受付ができるのは今年1月1日現在、伊達市に住民登録がある方です  
※土・日曜日、祝日は除きます



## 住民税申告が必要な方

- 給与収入か公的年金収入のある方で、各種控除を追加する方
- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に加入している方
- 国民年金保険料の免除申請をする方
- その他手続きや申請に申告が必要な方

※所得税の確定申告をした方は住民税申告を行ったものとみなされるので、改めて申告をする必要はありません

※保険料（税）の算定や各種申請をする方で、平成27年中の収入がない方や遺族年金、障害年金のみの方など、住民税がかからない方でも住民税申告は必要です



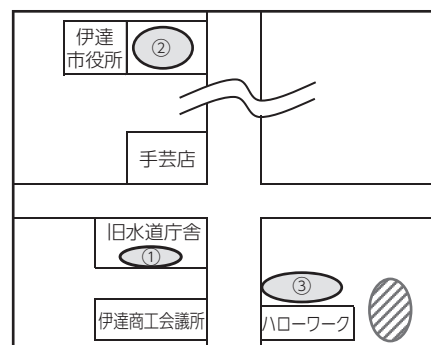
## 確定申告が必要な方

- 給与収入の他に20万円を超える所得がある方
- 2ヵ所以上の事業所から給与収入を受けた方
- 公的年金収入が400万円を超える方
- 公的年金収入の他に20万円を超える所得がある方
- 不動産収入がある、または事業を営んでいる方
- 申告をすると所得税が戻る方（住宅ローン控除の追加や年末調整をしていない給与収入がある方などが該当）



## 受付会場は旧水道庁舎

※駐車場は、①旧水道庁舎横 ②伊達市役所前 ③第2あじろパーキング（ハローワーク横）のみで、  
④は駐車できません



## 国民健康保険加入者の方へ

収入が無くても申告を！

世帯の総所得が一定額以下るとき、国民健康保険税が軽減されます。

平成27年中の収入がない方や遺族年金、障害年金のみの方は、住民税の申告をしていないと国民健康保険税の軽減ができません。

事前にご相談の上、印鑑をお持ちになり窓口までお越しください。

☎ 保険医療課国民健康保険係

（市役所1階④番窓口）

☎ 23-3333-1 内線281・284～286



## 税務署で申告するもの

下記の確定申告は市役所では受け付けできません。税務署で申告してください。

- 青色申告 ●土地、建物、株の譲渡 ●先物取引や山林の所得 ●相続税、贈与税の申告

☎ 室蘭税務署 (☎0143-22-4151)



## 申告の際に持参するもの

### 【共通】

- 平成27年中の収入金額、経費などがわかるもの（源泉徴収票、領収書。コピー不可） ●印鑑

※今回の申告では個人番号をしませんので、通知カード、個人番号カードは必要ありません

還付金が発生する方	申告者名義の預貯金口座がわかるもの
社会保険料控除	健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書
生命保険料控除	生命保険料控除証明書（一般用、個人年金用、介護医療用）
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳など（コピー可）
配偶者控除	配偶者の収入がわかるもの
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病院や薬局の領収書（記載例を参照し、受診者別、病院・薬局ごとにまとめてください）</li> <li>●医療費の明細書、介護保険施設などが発行する医療費控除対象分の領収書を集計したもの</li> </ul> ※窓口での明細書作成（領収書の集計や記入など）は時間がかかり混雑の原因になります。事前に作成してお持ちください ※医療費の明細書の用紙は、市の窓口や国税庁ホームページ「確定申告等情報」コーナーにもあります ※医療費控除は所得控除の1つで、医療費そのものを返金するものではありません

※平成27年中に自分か生計が同じ親族の医療費などの支払い合計金額が、10万円以上（所得が200万円未満の場合は所得金額の5%）のときは、超えた額を医療費控除で申告できます

<記載例>

平成 27 年分 医療費の明細書					
住所 <u>伊達市〇〇町△△番地</u>					
氏名 <u>市 税 太 郎</u>					
医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
市税太郎	本人	△△医院	かぜ	12,000 円	円
〃	〃	〇〇薬局	かぜ薬	3,000	
市税花子	妻	□□病院	骨折入院	120,000	40,000
市税次郎	子	××クリニック	おたふくかぜ	15,000	
〃	〃	◎◎調剤薬局	おたふくかぜ薬	2,000	
合 計				A 152,000	B 40,000

※この下にも記入項目はありますが、市役所で医療費チェックを受ける方は、これ以降の記入は不要です  
※記入した列ごと（例えば、△△医院12,000円）に医療費の領収書を束ね、束ねたものごとに小計を鉛筆で記入し、所定の封筒に入れて提出してください